税。申告は期限内に

申告は3月15日まで

確定申告(所得税•復興特別所得税) 問い合わせ 伊丹税務署 ☎(779)6121

申告が必要な人 給与所得者は①29年中の給与の収入金額 が 2,000 万円を超える②給与所得や退職所得以外の所得金 額の合計が20万円を超える③給与を2カ所以上から受けて いる④事業所得、不動産貸付収入がある⑤土地・建物・株 式などを売った一人。

事業所得・不動産所得者は、29年中の所得金額の合計が、 所得控除の合計を超える人。

年金所得者は、①公的年金などの収入金額が400万円を 超える②公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超え る③所得税の還付を受ける一人。

29 年分の確定申告の会場

【伊丹市立産業・情報センター】

2月16日金~3月15日休の平日と、2月18日(日・25 日(日)午前9時一午後4時。

なお、伊丹税務署では申告相談会場を設けていません。 作成済みの申告書などの受け付け、納税、納税証明書の発 行および用紙の交付のみを行います。

【市役所7階会議室】

2月7日(水)・8日(木)午前9時―午後4時、9日金午前9 時一正午(作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付 のみ)。

確定申告書は自分で作成を

確定申告書は、国税庁ホームページ● http://www.nta. go.jp/で作成し、e-Tax でインターネットで提出できる他、 郵送で税務署へ提出することもできます。申告書の控えに 税務署の受け付け印が必要な場合は、切手を貼った返信用 封筒を同封してください。

確定申告書提出の注意点

申告者本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と、本 人確認書類の提示か写しの添付が必要(控除対象配偶者や 扶養親族、事業専従者などの本人確認書類は不要)。また、 復興特別所得税欄の記載漏れに注意してください。

所得税及び復興特別所得税の還付申告

申告義務のない人でも、次の場合は、申告すれば「所得 税及び復興特別所得税」が還付されることがあります。 ①年末調整で、所得控除の申告をしなかった②源泉徴収さ れた人で、年の中途で退職し、年末調整を受けていない③ 源泉徴収された人で、「医療費控除」、「住宅借入金等特別控 除」、「寄付金控除」、「雑損控除(災害、盗難などで資産に 損害を受けた場合)」などを受ける④退職所得がある人で、 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引 くと赤字になる場合など

医療費の明細書の添付が義務化

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要 となりました。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必

要があり、税務署から求められたときは提示か提出しなけ ればなりません。医療費通知を添付すると、明細の記入を 省略できます。医療費通知とは、健康保険組合などが発行 する「医療費のお知らせ」などです。

市・県民税の申告

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

確定申告をする人は申告不要

「所得税及び復興特別所得税」の確定申告をする人は、申 告の必要はありません。申告が必要と思われる人に、2月 5日(月)(国民健康保険加入者は2月8日(州))に申告書を発送。 公的年金などの収入が400万円以下で、同年金などに係る 雑所得以外の所得が20万円以下の人は、還付を受ける場合 を除き、確定申告書の提出は不要です。ただし、市・県民 税の申告書の提出が必要になる場合があります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療加入者で収入がな い人も、申告することで保険税(料)の軽減を受けること ができます。

申告が必要な人

30年1月1日現在、市内在住で次に該当する人

① 29 年中に事業、不動産、配当(未上場など)などの所得 があった②給与所得者で日給や家事手伝い、その他の理由 で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されない③給与 所得以外に家賃、年金、配当(未上場など)などの所得が あった④29年中に中途退職し、再就職していない人で、前 勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない⑤配当 所得(未上場など)がある人で、所得税の確定申告をしなかっ た⑥寄付金や医療費控除などを受けようとする⑦年金・恩 給などの公的年金の受給者で、公的年金などの所得以外に、 家賃、配当(未上場など)、給与などの所得があった⑧社会 保険料、医療費などの諸控除を受けようとする

30年1月1日現在、市外在住で、市内に事務所や事業所、 家屋敷がある人

受付場所と日時

収入があった人は市役所 2 階の市民税課、収入がなかっ た人は同1階の国民健康保険課へ。日時は2月13日火~3 月15日休の平日午前9時一午後5時半。申告書が届いた人 は郵送提出可(確定申告の相談・受け付けは行いません)。

国民健康保険・後期高齢者医療

配当所得・上場株式譲渡所得がある人は確認を

配当所得・上場株式譲渡所得がある場合、源泉徴収 のみで納税を終わらせるか、確定申告を行うかを選択 できる場合があります。

源泉徴収のみで納税を終わらせる場合は、国民健康 保険税と後期高齢者医療保険料の算定対象となりませ

確定申告を行う場合は、合計所得金額に加算される ため、保険税と保険料の算定対象となります。ただし、 3月15日休までに、市民税課に届け出ることで、算 定の対象としないことができます。届け出については、 市民税課☎(740)1132へ。その他、詳しくは国民健康 保険課念(740)1170、医療助成・年金課念(740)1108へ

主体・主催は市で、受付時間は各施設の執務時間中。 着順 固定員超過の場合は抽選) 週間い合わせ 含電話番号 『ファクス番号 ●ホームページ ▼E-mail

福祉医療費助成制度と所得条件

乳幼児等医療

こども医療

高齢期移行医療

(高齢)重度

中程度の

入院医療

障がい者医療

障がい者に対する

母子家庭等医療

まで

労学生など)

以下の人は原則対象となります

対象

小学4年牛~中学3年牛

65 歳以上 70 歳未満の人

者保健福祉手帳を持つ人

保健福祉手帳を持つ人

いない子など

1・2級の身体障害者手帳、A判

定の療育手帳、1級の精神障害

の療育手帳、2級の精神障害者

母(父)子家庭の親と子、父母の

*1 課税決定通知などに記載の市(町村)民税所得割税額+住宅ローン控除額+寄附

*2 18歳に達した日以降の最初の3月31日を過ぎても高校在学中の場合は20歳到達月

*3 所得=収入-必要経費-諸控除(※雑損、医療費、社会保険料(8万円まで)、障害勤

※養育費の8割を所得として含みます。市民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円

金控除-1万9,800円×0~15歳の扶養人数-7,200円×16~18歳の扶養人数

(子が高校卒業(*2)まで)

0歳~小学3年生

す。料金表示のないものは無料。記載がない場合、<mark>個</mark>その他 <mark>目</mark>申し込み(圖郵便で 図電話で 図ファクスで 圖webから 図E-mailで 図窓口のみ **児**先

所得条件

扶養義務者(両親など)の市民税

所得割税額(*1)の合計が23.5万

円未満※未就学児は扶養義務者

世帯全員が市民税非課税で本人

の年金収入を加えた所得が80万

本人、配偶者、扶養義務者の市民

者、扶養義務者のいずれも年金

収入を加えた所得が80万円以下

母など、扶養義務者の所得(*3)

(扶養親族1人につき38万円加算)

税所得割税額(*1)の合計が、

の所得条件がありません

円以下

3級の身体障害者手帳、B1判定│世帯全員が非課税で、本人、配偶

23.5万円未満

が19万円未満

健康保険 加入者

矢

四加入者(は) 国民健康 医 費 保

自 香や扶養家族)で、左表市では、各種健康保険日己負担分)を公費で負日公負担分)を公費で負 金いての

療

険者

課ない条 でいま件 申場す を満 請 合 は対 たす が象となる-たす人に医療 いる人でとなった。 0 \mathcal{O} 丰 医 1療 ・ 競 き を 助成を助 ・し成 年てし

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108



(仮称)川西市立総合医療センター構想案

北部医療の在り方について 市民説明会。開催

問い合わせ 経営改革課 ☎(740)1120

2月3日出午後1時半一3時半に「(仮称) 川西市立 総合医療センター構想案」に基づき、検討を進めている 北部医療の在り方についての説明会を東谷小学校体育館 で開催します。

定員は先着約300人で当日会場へ。駐車場はありませ んので、公共交通機関を利用してください。

「(仮称)川西市立総合医療センター構想案」

構想案では、市立川西病院をキセラ川西内の医療 ゾーンに移転し、運営は指定管理者制度を導入。ま た、北部地域には「北部急病センター」を整備します。

あんばい ええまち かわに

11 milife | 2018.02